墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

第1条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例(昭和22年墨田区条例第7号))

改 正 現 案 行 第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合 第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合 計額に、3月に支給する場合においては1 計額に、3月に支給する場合においては1 00分の37、6月及び12月に支給する 00分の25、6月及び12月に支給する 場合においては100分の167.5を乗 場合においては100分の167.5を乗 じて得た額に、支給割合を乗じて得た額と じて得た額に、支給割合を乗じて得た額と する。 する。 [略] [略] 2・3 [略] 2・3 [略] 別表 1 別表 1 給 料 月 額 職名 職名 給料月額 X 長 1,131,000円 $\overline{\mathsf{X}}$ 長 1,138,000円 副 $\overline{\mathsf{X}}$ 長 副区 長 918,000円 913,000円

第2条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例)

改 正 案	第1条による改正後
 第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の173.5を乗場合においては100分の173.5を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。 【略〕 2・3 【略〕 	第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては <u>100分の37</u> 、6月及び12月に支給する場合においては <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月 1日から施行する。